

# 我が党の重点政策

平成8年9月27日  
新党さきがけ

## 【改革の先頭に立つわが党の重点政策】

1. 行政改革、財政再建、経済改革を実行します。  
行政改革、財政再建、経済改革を推進するため、強力な「行政改革政権」を提唱し、その一翼を担います。新政権発足後の初閣議で「行政改革、財政再建、経済改革のための行動計画」（仮称）を閣議決定し、内閣総理大臣中心の行政改革推進体制をつくり、期限を明示することで責任を明確にし着実に実行します。（具体的な行動計画は別途発表します。）
2. 行政情報を公開し、国民の参加を推進します。  
国民参加の前提となる「情報公開法」（仮称）を制定します。公開除外事由を厳しく制限し、実効性のある「情報公開法」とします。
3. 国会に行政の調査・政策評価を行う「行政監視調査会」を設置します。  
行政の監視・政策評価を行う監視機関を国会に設置する「行政監視調査会設置法」（仮称）を制定します。
4. 大蔵省改革をはじめとする中央省庁の再編成を断行します。  
組織、人事両面で財政と金融の分離を確保できる内容を含む「大蔵省改革法」（仮称）、日銀の独立性を強化するための「日本銀行法等改正法」（仮称）を制定します。消費税の税率引き上げの前に内閣総理大臣直属の行政改革推進室を設置し、新しい時代に対応した行政の展開を図るため、構造改革、公務員制度改革等の実施計画を策定します。
5. 公務員の政治任用の拡大により、政治のリーダーシップを強化します。  
内閣総理大臣補佐官の常任化など内閣総理大臣を支える政治任用スタッフを増員します。政務次官を増員して民間人を登用するなど大臣任命の政治任用スタッフを拡大して、「官」に対する政治のリーダーシップを強化します。指定職以上の公務員の政治任用化を検討します。
6. 予算編成の責任を明確にし、中期目標を定めて財政再建を着実に実行します。  
中期的な財政再建の数値目標を定め、予算編成における財政均衡の責任を内閣総理大臣に義務づける「財政改革法」（仮称）を制定します。新型国債の発行など公的資金の調達方式を多様化します。社会資本整備関係の特別会計を統合して、各種特定財源の共通財源化を推進します。旧国鉄長期債務については、国有財産の処分・活用等により将来世代に過重な負担を招かない償還計画を策定します。直間比率の見直し、地方への税財源の移管による歳入構造の改革を推進しつつ、「財政改革は痛みを伴う行政改革から」の立場を基本に、行政改革の実現に不退転の決意で取り組みます。
7. 政治改革、国会改革を先頭に立って進めます。  
国会議員の定数の大幅削減と定数格差の是正に取り組みます。議員の投票行動、政党の収支報告など議員や政党の「政治活動の情報公開」、政府委員制度の廃止や国会情報センターの設立などの「国会改革」を先頭に立って進めます。  
国会の政策立案機能の充実・強化のため、議員立法の活性化を図ります。国会議員の世代交代を積極的に推進します。

8. 景気の回復に全力を挙げ、経済構造改革を進めます。

国際競争力を確保し、持続的な安定成長を達成するため、市場重視の経済構造改革を進め、産業の空洞化の懸念を払拭します。産業の保護育成第一の経済システムから脱却し、「経済的規制は原則廃止、社会的規制は最小限」とすることを基本に、規制の撤廃・緩和を推進します。とくに、即効性のある高度情報通信、物流、金融、土地・住宅、雇用、医療・福祉の分野について早急に規制の撤廃・緩和を行います。

高付加価値産業への構造転換、新規事業の起業支援、科学技術立国の創造を積極的に進め、経済フロンティアの拡大を図ります。

回復基調にある日本経済を安定軌道に乗せることは、当面する最優先の政治課題です。そのため、景気動向を注視し、機動的な経済運営を行います。

9. 公的介護保険制度の導入など福祉・医療の再構築を推進します。

21世紀の超高齢社会の到来に備え、社会全体で支える福祉社会を築くため、「公的介護保険法案」（仮称）を次期国会に提出し、成立させます。薬剤費、医療費の負担と給付の見直しなど医療保険制度改革を推進し、薬づけ医療の是正や医療費総額の抑制に取り組みます。

10. 未来産業としての農林水産業を再建するための構造改革を推進します。

農林水産業を未来産業として位置づけ、その再建を図るべく、農協の組織再編成を促進するための農協改革関連法案（仮称）を次期通常国会に提出し、早期に成立させます。ガット・ウルグアイラウンド対策費の利用状況を点検し、効率的・重点的な予算配分を行うとともに、真に生産者のためになる農業公共投資への転換を進めます。

11. 地球環境の保全と資源循環型社会への転換に努めます。

大量消費型社会から資源循環型社会への転換を図るため、廃棄物処理法の強化、リサイクルの推進を行います。また、地球環境を守るための最優先課題として、大気の温暖化防止と生物多様性の保全に取り組みます。そのために、縦割りの環境行政を一元化し、その機能と権限を強化します。さらに環境情報を公開し、環境アセスメント法（仮称）、フロン排出防止法（仮称）を制定します。地球の緑化活動を推進するため、海外で植林活動を行うボランティア組織「緑のPKO」を育成します。

12. 情報通信産業を育成し、高度情報通信ネットワーク社会の構築を推進します。

経済全体の活性化を図るために、情報通信分野の規制緩和、法体系の整備を推進し、情報通信産業の育成を図ります。

情報通信産業の競争条件を整備し、利用コストの低廉化を重視した基盤整備に積極的に取り組みます。

ネットワーク社会に適合していない法律や諸制度を刷新し、遠隔医療・遠隔教育・在宅勤務・電子商取引などの実現に弾みをつけるとともに、行政・立法府の情報化、「行政ワンストップサービス」の実現などに積極的に取り組みます。

13. 福祉・農林・海外分野に学生実習制度を導入します。

健やかな日本を目指し、青少年のボランティア精神を育むとともに、アンペイドワークを経済社会に位置づけるため、高校、大学の正式な単位として福祉・農林・海外の三分野での学生実習制度を導入します。

## 【わが党の重点政策】（個別政策）

1. 政治不信の払拭と民主政治の活性化

昨今の政治不信の急激な高まりや無関心層の増大は、わが国の民主主義が危機的な状況に至っていることを示しています。言うまでもなく近代民主主義の基本は代議制であり、政治改革、国会改革、政党改革を進め、国権の最高機関である国会に対する国民の信頼を回復します。

#### (1) 選挙制度改革

投票価値の平等を確保するため衆議議員の定数配分の見直しを着実に実行します。議員定数については、衆議院の総定数を400以下とします。また、参議院については総定数を200以下に削減します。

国際化の流れの中、海外に在留する日本国民は飛躍的に増加しています。在外邦人の参政権、とくに国政選挙への投票権の保障を実現します。

#### (2) 腐敗の根絶

中央集権的行政機構の下で、補助金行政、許認可行政は政官業の癒着、官への過度の依存といった社会の体質を創り出し、ともすれば利益誘導型政治や汚職の温床ともなってきました。腐敗の根絶には政治家自身の自己改革が第一ですが、同時に規制緩和・地方分権を積極的に進め、政治腐敗の構造を改革し、政治に対する国民の信頼を回復します。

#### (3) 政党の情報公開

94年に成立した「政党助成法」によって、政党活動費の一部が国庫から支出されることとなりました。「政治とカネ」に関する関心は以前にもまして高く、情報の遮断は政治不信の増大に直接つながります。政党は自らあらゆる方策を駆使し、積極的に国民の関心に応えなければなりません。

わが党ではインターネットのホームページ( URL <http://www.coara.or.jp/~sakigake/index.html> )に、それまで閲覧はできても複写は認められないとされていた党の収支報告書や政党助成金使途等報告書をデジタルデータで収録し、いつでもその内容が閲覧・複写できる形にしたことによって高い評価を得ました。

政党自らの積極的な情報公開は当然の責務であるとの認識のもと、今後も情報通新技術などを活用し、財政状況や政策決定プロセス等をガラス張りにすることによって、国民の政治情報へのアクセス権を確保し、政治参加の機会の拡大に努めます。

#### (4) 情報公開法の制定

情報公開法は、わが党の掲げる「民権政治」の屋台骨となる法律です。情報公開法の制定によって初めて、行政の有する情報を国民の手に取り戻すことが可能となり、国民一人一人が行政を監視し行政に参加することができるようになり、抜本的な行政改革が可能になります。

薬害エイズ問題で、厚生大臣の指示によりプロジェクトチームが設置され、存在しないとされてきた行政文書が発見されたことから事態が急展開し、和解にこぎつけたことから、情報の公開がいかにか国民の利益に結びついているかが分かります。この問題に限らず、住専問題、もんじゅ事故のビデオ隠しなど最近の事例を見ても、もはや情報公開なしに信頼のある政治、行政を行うことが不可能になってきているのです。

わが党は、不開示情報の範囲を合理的根拠を持つ最小限度のものとし、意思形成過程の情報の扱いや、存在しないとされる情報へのアクセスなど管理の仕組みにも十分配慮した情報公開法を次期通常国会に提出し、早期に成立させます。

#### (5) 立法府の機能強化

強大な官僚機構に対抗し民権政治を確立するには、立法府の政策立案能力を強化することが必要です。議員立法の活性化、立法府のスタッフ機能の充実、議院の調査能力の強化を図

ります。

政党運営の透明性を確保するため、政党法を制定し政党の要件を明確化するとともに、政党、議員の資産や政治活動に関する情報公開を推進し、国民に開かれた政党政治を実現します。

#### (6) 地方分権の推進

地方分権の推進は、透明度の高い効率的でスリムな中央政府と、生活に密着した活力ある地方自治を実現するために必要不可欠な課題といえます。

今日の中央集権型の社会・経済システムはもはや新たな時代の状況と課題に適合しなくなっていることを強く認識し、政治への住民参加の拡大、地域住民の自主性と独立性に基づいた行政の活性化を図るために、国と地方の関係を水平的なものとして位置づけ、機関委任事務や必置規制についてその廃止を含めて検討します。また、補助金の整理合理化を進めるとともに、地方債への国の関与のあり方等についても抜本的な見直しを進めます。

#### (7) 住民主体の地方自治

生活に密着した課題を解決する地方自治体の意思決定については、代議制を補完する手段として、住民の直接参加を促進するとともに、オンブズマン制度の導入等行政を監視するシステムを整備します。定住外国人への地方参政権の付与等の課題に積極的に取り組みます。

#### (8) NPO法（市民活動促進法）の制定

行政改革、経済構造改革など社会の構造を根本的に変革するためには、新しい政治勢力としての市民社会の存在が不可欠です。NPO法（市民活動促進法案）は、福祉、自然保護、リサイクル、まちづくり、国際協力、女性や子どもの問題など、ありとあらゆる分野の社会問題に係わるボランティア活動やN G Oその他の非営利の市民活動団体に比較的容易に法人格を付与することにより、市民活動を活発にし市民セクターを強化することを目的としています。

わが党は、他党にさきがけて2年前からこのNPO法の検討を始め、市民活動の自主性、多様性などを生かした法律を制定する準備を進めてきました。その結果、先般平成8年9月に、私たちの主張を全面的に盛り込んだ内容を与党3党で合意するにいたりました。この合意事項に基づきNPO法を次期国会に提出し、議員立法としてその成立を実現します。さらに、新しい雇用を生み出す可能性を秘めた市民活動の財政基盤を強化するため、寄付金控除に関する税法上の措置を講じるなどNPO支援策を積極的に推進します。

NPO法案は一方で、法人の活動、財政状況の情報公開を義務付けており、このことは、まったく情報開示をしていない現行の公益法人にも大きな影響を与えることになります。わが党は、新しい社会に適応した法人制度を確立するため、民法の抜本的な改正により公益法人制度等の見直しを進めます。

## 2. 地球環境の保全と資源循環型社会への脱皮

1992年の地球サミットで採択された「地球が許容する範囲内での持続可能な開発にとどめ、大量消費社会から資源循環型社会への転換を図る」との理念の実現を図ります。そのため、事業目的を失った環境破壊的な公共事業の中止、廃棄物に対する製造者責任の徹底、省エネ・省資源の実現、沿岸、湿地、水田、森林などの重要な環境破壊・劣化の防止、絶滅の恐れのある動植物の保護などに取り組み、生物多様性を保全し、自然との共生を目指します。

人間の健康と安全な生活環境を将来にわたって保障する循環型社会への転換を図るため、国として長期展望に立った総合的な行動計画を策定し、所要の法整備を図ります。

#### (1) 緑のPKO

熱帯林など地球規模で破壊が進む森林を保全するため、わが党は海外で植林活動を行うボ

ランティア組織「緑のPKO」を創設します。また、世界各地で環境の分野で活躍する「環境NGO」の育成に努めます。

#### (2) 環境情報の公開

情報公開法を早急に成立させ、環境情報を公開します。事業が大気、水、土壌、生物多様性にどのような影響を与えるかなどについての公共機関や企業が行う環境影響評価の調査結果を広く国民に公開するため、情報通信ネットワークなどのシステムを構築します。

#### (3) 環境アセスメント法の早期制定

OECD加盟国27カ国の中で、環境影響評価の法制度がない国は日本だけです。わが党はこの法律の制定に全力を挙げます。また、評価対象項目の生活環境、社会環境への拡大、事業計画段階における評価システムの導入、事業者への代替案の検討、公表の義務づけ、住民参加手続きの導入等について検討します。

#### (4) みどりの行政改革

現行の行政制度では、アセスメントや規制の権限が各省庁に分散されているため、国レベルの環境配慮から政策決定を行うことが極めて難しい状況にあります。そのため、行政システムを一元化する「みどりの行政改革」を行い、その機能と権限を強化し、総合的、包括的な環境政策を推進します。

#### (5) みどりの国土計画

わが国は公害防止には成果を上げてきましたが、自然を保護する政策は弱く、環境破壊型の地域開発や公共投資が目立ちます。そのため、自然環境の保全と調和した開発を実現し、日本列島の生態系を保全する視点からの「みどりの国土計画」を策定します。

#### (6) フロン排出防止法の制定

地球環境に重大な影響を持つオゾン層の保護は、国際的な取り組みが不可欠とされています。先進工業国であるわが国は、その先頭に立つ責務を担っています。そのため、特定物質の放出防止とオゾン層保護のための「フロン排出防止法案」(仮称)を早急に議員立法として国会に提出し成立を図ります。

#### (7) 廃棄物処理法などの見直し、規制強化

豊島問題、ミニ処分場など、わが国では産業廃棄物の不法投棄、不適正処理、最終処分場をめぐる地域紛争などは大きな社会問題となっています。

その背景にある生産者や事業者の意職の遅れ、産業と人口の大都市集中、法制度上の問題、自治体の無策といった問題を是正し、解決を図るために、所要の法整備などに取り組みます。

#### (8) リサイクルの推進

来年4月から容器包装リサイクル法が施行され、分別収集、再生利用が義務付けられます。しかし、ペットボトルは他の廃棄物に比べて回収率が低く、リサイクル施設の整備も遅れています。デポジット制の導入や、リサイクルプラント設備の研究や設置への補助など、リサイクルがスムーズに進むような施策を積極的に進めます。

また、手つかずになっている有害なカドミウムを含む乾電池などのリサイクルについても、デポジット制などの経済的手法を導入することなどを検討します。

### 3. 非軍事的貢献

先の大戦におけるわが国の侵略行為が国内外の方々に苦痛を与えた反省に立って、わが国がまずすべき努力はODAを中心とした非軍事的貢献です。また人類の生存を脅かす諸問題に、国際協調をもって効果的に対処できるように国連を改革していきます。アジアの一員と

してアジア・太平洋地域における社会経済分野の相互依存関係の深化、諸国間の信頼醸成に努めるとともに知的交流、青少年交流など国際交流事業を推進していきます。

#### (1) 国連改革の実現

冷戦後、国際紛争の原因となっているのは環境破壊、資源の枯渇、人権抑圧、貧困、飢餓、エイズなどで、これらは将来にわたって人類の生存を脅かすものです。現在の国連の機能は冷戦下における紛争処理などの対処療法的な役割が中心で、紛争の原因そのものの除去に対応できるよう改革する必要があります。わが党は国連改革にむけて積極的に提案し、改革が実行された国連において日本は率先して重い責任を果たしていくべきだと考えます。日本がまずすべきことは安保理常任理事国への立候補ではなく国連改革の実行です。

#### (2) 効率的なODA

わが国は世界最大のODA供与国であり、ODAは日本外交の大きな柱です。その重要性は認識しますが、一方で悪化する国家財政に鑑み、今までのようなODAの量的拡大は望むべきではありません。無駄を削りODAの質的改善を目指します。その質的改善のために厳密なODA評価システムの確立と情報公開、NGOとの連携を進めます。またODAの充実には国民の理解と支持が不可欠です。南北問題やODA事業への理解を促進するために開発教育を推進するとともに、海外実地体験の実施、ODA広報の充実などを進めます。

#### (3) PKOへの積極的協力

世界平和構築への責任を果たすべく国連のPKO活動に積極的に協力していきます。そのために日本国憲法の制約を認識したうえで、新たなPKO参加基準を作ります。PKO本体業務（PKF）参加への凍結解除、PKO5原則の見直しについても新たな参加基準作成とともに検討します。

#### (4) 地雷対策、軍縮に向けた取り組み

国際社会において地雷をはじめとする通常兵器の軍縮・軍備管理を積極的に働きかけます。そのためにもわが国が率先して軍縮に取り組みます。また大胆な軍縮が可能となるような国際情勢を構築するべく努力をしていきます。

とくに地雷は紛争後の国土復興の大きな障害となっています。対人地雷の使用禁止、地雷除去の推進、地雷被害者対策に関して国際社会において積極的な役割を果たします。

(5) わが国及び世界が核抑止力依存から脱却するよう、またわが国の国是である核廃絶を目指して、国際社会において積極的な役割を果たします。包括的核実験禁止条約の発効、兵器用核物質生産禁止条約（カットオフ条約）の策定をめざすとともに、核拡散を防ぐためにも核保有国に核軍縮を強く求めていきます。また北東アジア地域における非核地帯の創設に向けて努力をしていきます。

### 4. 効果的な防衛力の整備

冷戦終焉後、大規模な戦争が勃発する危険性は低減しました。しかし冷戦下の東西対立が崩壊したが故に世界が安定性を失っていることも事実です。東アジア地域においても、朝鮮半島の緊張は緩まず、各国の防衛費は増大する方向です。

日本がまずすべきことはアジア地域における信頼醸成と紛争防止のための外交努力ですが、独立国としての必要最小限の自衛力を整備することも必要です。また防衛の基本的原則は国民の合意と理解であると認識し、国民合意形成のために努力します。

#### (1) 効率的な防衛を目指して

国民の生命と財産を守るために必要な基盤的防衛力を整備します。日本国憲法の理念の下、他国の脅威とならないよう専守防衛に徹し、防衛力の質的な向上を図る一方で合理化・効率

化・コンパクト化を進めていきます。

#### (2) 日米安全保障体制を土台とした多国間安全保障体制の構築

日米安全保障条約はわが国の安全保障のため、またアジア・太平洋地域の安定のために必要なものです。またこの二国間安全保障体制を土台としたアジア・太平洋地域における地域的安全保障体制、そして将来的には国連を中心とした普遍的国際的安全保障体制の構築を目指します。

集団自衛権に関しては現在の政府見解(わが国は国際法上集団的自衛権を有するが憲法上それを行行使することはできない)に従います。「日米防衛協力の指針(ガイドライン)の見直しにあたっては、わが国周辺地域での有事の際においてわが国が果たすべき役割を具体的な事例に基づいて検証し、いわゆるグレーゾーンの解消に向けて検討を進めます。

#### (3) 危機管理体制の整備

緊急時における超法規的な行動を避けるためにも、日本周辺で起こりうる様々な事態を想定し、危機管理体制を整備します。必要な場合は憲法および関係法令に従いつつ、危機管理のための法令整備を行います。

### 5. 公平で公正な税制

少子高齢社会を迎えるにあたって、公平・公正で、かつ所得・消費・資産のバランスのとれた税体系の構築を目指していきます。しかしその議論の前提は徹底した行財政改革で、安易な「増税依存」は避けなければなりません。わが党の党是である「行革なくして増税なし」に基づき、行財政改革の諸課題に取り組んでいきます。

#### (1) 消費税

消費税率の5%への移行は平成6年11月に決定した通りに実施します。この問題を選挙戦略の道具にすることは適当でないと考えます。未来への責任を果たすためにも現時点での決断が必要と考えます。そのうえで、国民の皆さんに納得していただくため、行政改革政権をつくり行政改革を断行します。

今回の消費税率の引き上げは平成6年より先行実施されている5.5兆円の所得税・個人住民税減税の内の恒久減税分に見合うものです。(減税の内訳は、恒久減税(今後毎年わたって継続)3.5兆円、特別減税(景気対策として時限的に実施)2兆円です)。消費税率の引き上げは、景気に配慮するため減税より3年遅らせて来年(平成9年)4月からとしました。

この一連の税制改革は、世界でも例のないスピードで進展する少子・高齢化(2025年には4人に1人が高齢者)に対応するため、税の直間比率(直接税と間接税の比率)を是正することが目的です。また1%分は地方消費税として国から地方へ税財源を移すといった地方分権推進の考えに基づいたものです。

現役の勤労世代に対して高齢者の割合が高くなる高齢化社会になれば、従来の所得税等直接税中心の制度では現役の勤労者に過重な負担がかかり、賃金の半分近くが税、社会保険料(健康保険等)として徴収されることになりかねません。また給与がアップしても所得税も同じ様にアップしてしまうのでは、勤労意欲すら奪ってしまうことになりかねません。そうならないために、国民全体で広く薄く負担することが必要になっていきます。

しかし、これで税制改革が終わったわけではなく、益税を解消し公平で公正な税制を構築するため、インボイス方式の導入等の改革を進めていきます。また、消費税率引き上げに伴い、個別間接税(医療、酒、自動車、住宅、石油、たばこ、料飲、宿泊)に関しては年内に結論を得ることとします。

#### (2) 資産課税

資産課税の適正化のために、プライバシーの保護を図りつつ納税者番号制度を導入するこ

とによって利子所得などの総合課税化を図ります。

### (3) 法人課税

わが国の産業構造の変化、国際化の進展、企業活力の維持などの観点から課税ベースを拡大しつつ法人税率を引き上げ、一方で租税特別措置の整理を行います。

### (4) 地方税

地方分権を推進するためにも、国と地方の役割に応じた税配分の見直しを行い、安定した地方固有税額の確保を図ります。

## 6. 景気の回復と経済の構造改革

高齢化、情報化、ボーダーレス化等の企業の活動環境は大きく変化しています。アジア各国の急速な工業化や為替水準の変化等による産業空洞化の懸念を払拭し、活力ある21世紀の経済社会を構築するために、情報通信分野等のリーディング産業を確立するとともに、既存産業の高付加価値産業への構造転換を積極的に推進します。また、諸外国に比べ高率な法人税制の抜本的な見直しや金融・資本市場の改革等を通じ、魅力ある企業の活動環境を創造するとともに、産業の諸分野に先進的情報技術を導入し、産業の情報化を進めます。

### (1) 足どり確かな景気の回復

わが国の経済は、長期に及んだ景気の低迷から脱し、漸く明るい兆しが見え始めています。景気回復の足取りを確実にし、着実な安定成長にを実現するため、景気の動向に注視しつつ、総合的な景気対策を実施します。

とくに、硬直化した公共投資の成長分野への重点配分、新規産業分野への投資の拡大に向けた税制措置、不要な経済的規制の撤廃、労働時間の短縮と休日の増加等を通じ、消費、投資の需要拡大を図ります。

### (2) 新規事業の起業支援

福祉、レジャー、教育、文化、環境等の新たな需要の増大に対応し、新規事業の起業を促進するため、中小企業の積極的な事業展開を支援します。中小企業のもつ技術やノウハウを最大限に発揮できるよう、規制緩和を大胆に進めるとともに、産業のネットワーク化を推進します。また、起業家への投資を促進するため、ベンチャーキャピタルの育成等の施策を推進します。

### (3) 科学技術立国の創造

国土が狭く天然資源もないわが国の発展を支えるものは科学技術以外にありません。科学技術を通じ、環境問題等の21世紀の人類共通の課題に挑むことがわが国の最高の国際貢献です。知的資本への投資を拡充するため、本年6月に閣議決定された「科学技術基本計画」を着実に実施し、産・学・官が一致協力した科学技術研究体制を整備します。

特に、諸外国に比べ劣位にあると言われる基礎研究分野への重点的投資を行うとともに、科学技術を担う人材の確保と研究者育成に向けた教育体制の改善に全力を上げます。

### (4) 情報通信関連産業の育成

高度情報化社会の到来に向けて、情報インフラの構築ハード面の整備が急務となっています。同時に、情報通信関連産業の国際競争力を確保し、21世紀のリーディング産業として発展させるには、ソフト分野の充実が不可欠です。新たな産業分野として期待される情報通信産業の育成に向け、障害となっている諸規制の緩和、法体系の整備を推進します。

ネットワーク関連産業、ソフトウェア関連産業、コンテンツ産業等、情報通信関連分野の起業・発展を促し、経済全体の活性化を図る観点から、店頭株式市場の改善やベンチャーキャピタルによる資金供給の円滑化など資金調達環境を整備するとともに、知的財産権の保

護・強化、人材の流動化の促進等を積極的に実施します。

#### (5) 持ち株会社の解禁と企業法制の整備

国際競争力を確保し、わが国の産業を発展させるためには、諸外国との制度上のハンディキャップを解消することが必要です。株式所有を主たる目的とする「純粋持ち株会社」を禁止しているのはわが国と韓国だけです。経済のグローバル化に対応し、経営の選択肢を拡げるために純粋持ち株会社を解禁します。

同時に、商法、税法、商取法、労働法等をグループ企業の実態に即した法制に整備します。

#### (6) 省資源型社会への転換とエネルギーの安定供給

世界的なエネルギー需要の急増、地球温暖化を始めとする環境問題の深刻化等、21世紀を間近に、わが国は省資源・省エネルギー型の経済構造への転換を迫られています。当面は、化石燃料への過度の依存を是正するとともにエネルギーの安定供給を確保することが最優先課題です。原子力エネルギーについては、安全管理と情報公開を徹底したうえで、代替エネルギーの開発までの過渡的エネルギー源として、適正な利用を図る。また、新エネルギーの研究開発を積極的に推進し、原子力、石油、新エネルギーのバランスのとれたエネルギー供給体制を構築します。

### 7. 情報通信革命

情報通新機器の発達、インターネットの普及等により、マルチメディア化、情報のグローバル化が急速に進行しています。経済、産業のみならず人々の社会生活、ハード・ソフト両面に渡る国際競争力の確保に向け環境整備を進めます。

また、情報民主主義の確立のため、地域間、世代間等における情報格差の縮小に努めます。電気通信事業の規制緩和を積極的に進め、事業者間の競争条件を整備し、料金の低廉化、サービスの多様化等の消費者利益の増進を図ります。

自律・分散・協調型の情報通信社会、情報通信を活用したバリアフリー社会の実現に向け、ネットワーク時代に対応した教育や、医療、福祉への情報技術の応用を積極的に推進します。

知的財産権の確立、情報セキュリティの確保、プライバシーの保護、情報犯罪への対処、電子商取引に関わる諸課題の解決等、高度情報化の進行に対応した法体系の整備を進めます。

#### (1) 新しいサービスに対応していない諸制度の刷新

技術革新とそれに基づく新しいサービスの出現など、急速かつ予測不可能な変化に柔軟に対応するため、情報通信に関する規制緩和と競争を促進するための明確なルールの策定を進めます。

特に、遠隔医療、在宅勤務、電子商取引等の新しいサービスを実効性あらしめるために、新しい情報通信技術の利用を想定していない現行の法律や諸制度の抜本的見直しを早急に進めます。なお、新しいルールを作るにあたっては「表現の自由」の確保を基本原則とするとともに、情報受信者や第三者のプライバシーなどの権利を守るものとします。

#### (2) 個人化・家庭化に対応した情報通信環境の整備

オフィスを中心に急速に普及してきたコンピュータ・ネットワークなどによって、従来の概念に制約されない新しいサービスが次々と出現しています。

しかし、「家庭」「個人」の情報通信環境はソフト・ハードの両面においてまだまだ発展途上の段階にあります。信頼性・利便性が高く、低廉な情報インフラを普及させ、より広範で独創性の高いコミュニケーションを可能とする「情報リテラシー」の拡充を目指します。

#### (3) 電子商取引の現実化に向けた利用環境整備

インターネットの急速な普及に伴い、資金の移動や代金の支払い手続きをネットワーク上

で済ませる電子決済や、ICカード等に情報を保存して現金と同じ役割を持たせる電子マネーについての実用実験が世界各地で進められています。

ベンチャー企業等小規模事業者のビジネスチャンスの拡大やソフトウェア商品需要の拡大など、経済全体の活性化を促す観点から、電子商取引の現実化に向けた技術開発を促進します。

同時に、法制上の位置づけの不明確さ、普及コストの負担、事故や不正使用に際しての責任負担の問題等諸課題を解決し、電子商取引が身近で安全に利用できるよう、現行法制度の見直しや国際的な連携等に積極的に取り組みます。

#### (4) 行政・立法府の情報化

行政機関が保有する情報は国民の共有財産であるとの認識に基づき、提供媒体や提供方法の多様化・情報化を促進します。

また、行政の情報化と同様、国会の情報化を進めます。本会議や委員会の議事録ですら入手手段が限られ、電子情報としてほとんど流通していない現状はまさに「政治のブラックボックス化」といえます。透明度の高い国会を目指し、議事録のフルテキストデータベース計画や、衆参両院のインターネット利用計画の早期実施などを強く働きかけるとともに、「国会テレビ」「国会情報センター構想」等の実現に向け積極的に取り組みます。

#### (5) 「行政ワンストップサービス」の実現

現在の縦割り行政の下では、ある行政機関が他の行政機関の申請・申告などの事務を取り扱うことは不可能とされています。

行政サービスの受益者である国民の立場に立ち、情報技術を活用し、ひとつの行政機関で複数のサービスが受けられる「行政ワンストップサービス」の実現を目指します。また、現行の各種申請手続きや企業に保存が課せられている文章等は大半が「紙」によるものであることから双方に事務量の増大を招いています。各種手続きや文書保存義務等についても、電子化・情報化の拡充を図ります。

### 8. 生活者重視の消費者政策

戦後、わが国は経済成長重視、生産者重視の政策展開を行ってきました。その結果、わが国の経済は飛躍的な発展を遂げましたが、その一方で、負の側面として内外価格差等に代表される消費者不在の経済構造が形成されました。こうした経済構造を改め、生活に根ざした消費者重視の社会を創造します。

#### (1) 高物価構造の抜本的是正

流通システムを始めとするわが国経済の物価高の構造的要因を是正します。需給調整、参入規制、価格規制、輸入規制等の経済的規制を原則廃止し、消費者利益を増大させる規制緩和を積極的に進めます。同時に、経済的規制の緩和が市場の寡占化を招き消費者利益を損なうことのないよう、独占禁止法の適正な運用を図り、価格カルテル、不当廉売等の公正な競争を阻害する行動の排除に努めます。

#### (2) 安全な消費生活の確保

病原性大腸菌O-157による集団食中毒は、全国的規模に拡大し、大きな被害をもたらしました。今回の事件を教訓に、生産、流通、販売の各段階において食料品の安全性確保に向け検討を開始するとともに、学校給食の衛生管理体制を見直し、事件の再発を防止します。

また、行政の対応の遅れが被害を拡大したとの反省に立ち、機動的な対応が行えるよう行政の体制を再構築します。

### 9. 雇用機会の拡大と労働力移動の活性化

長期に及んだ不況から脱し景気は漸く回復傾向にありますが、企業のリストラや製造業の海外シフト等雇用をめぐる環境は依然として厳しく、完全失業率は戦後最悪の3%台で推移しています。勤労者・生活者の立場からの雇用の安定と拡大、質的向上が最優先課題です。

#### (1) 雇用の確保と新規雇用の創出

景気の回復を確かなものにし、雇用の安定を確保するとともに経済構造転換を着実に進め、情報通信、福祉、環境といった成長力のある産業分野を中心に、NPO（市民活動法人）を含む新たな雇用機会を創出します。労働力の円滑な移動を行うため、公共職業安定所の機能を強化するとともに、有料職業紹介所に関わる規制緩和を進めます。

#### (2) ゆとりを実感できる雇用の質の改善

ゆとりを実感できる社会を実現するために、労働条件、労働環境の改善を進めます。休暇を安心して取得できる社会環境づくりに努めるとともに、フレックスタイム制や在宅勤務の導入促進等、雇用形態の多様化を進めます。

平成9年4月から実施される週40時間労働制への移行が円滑に行えるよう条件を整備します。

雇用における男女生別を解消するため、男女雇用機会均等法、労働基準法等の開連法規の見直しを進めます。

### 10. 魅力ある農林水産業への脱皮

農林水産業は、食糧生産の手段であるのみならず、いのちをつくる産業であり、われわれの生活文化を深め、環境を保全する産業です。また、世界人口の動向や地球環境の悪化から大規模な食糧不足の恐れもあります。このような、農林水産業の持つ多面的な役割に着目し、21世紀に飛躍的に伸長する未来産業として位置づけ、国際的にも対応できる力強い農林水産業への脱皮と環境と調和した持続的農業の展開を図ります。

#### (1) 農協改革

農業の飛躍的發展を図るべく、農協の組織再編成を促進させるために農協改革に取り組みます。

また、系統金融に関しては、他の金融機関と同様に情報開示等経営の健全化に努める一方、農業従事者を対象にした専門金融化や地域公庫の役割に限定する等、在り方の見直しを図り、それに基づいた組織改革を図ります。

#### (2) 民主導の公共事業への転換

従来の農業土木偏重の投資を再考すると共に、中海や諫早湾の干拓事業など大規模で長期的にわたったため時代要求に合致しなくなった事業を柔軟に見直します。また、体系的な事業評価システムを構築することで地域住民や国民の声を反映し、環境との調和を図り、国民利益に合致した公共事業への配分転換を進めていきます。

### 11. 少子・高齢社会を迎えるための社会保障の構想改革

わが国では高齢化が急速に進み、2025年には国民の4人に1人が高齢者となる「超高齢社会の時代」を迎えます。一方、出生率は年々低下し、1995年には1.43と至上最低を記録し、このままでは2080年には人口が半減し、高齢化率は30%を上回るとの統計も出ています。現状を放置すれば、高齢化の進展に伴い、医療費、年金などの社会保障関係費は増加の一途をたどり、巨額の財政赤字とともに国民経済を圧迫することになります。今まさに、パッチワーク状の現行制度を是正し、社会保障制度の総合的な構造改革を行うことが必要です。

#### (1) 公的介護保険制度の導入

老後の不安の第一は、「介護が必要になった時」の対応です。悲惨な「家庭崩壊」が社会

問題になっています。介護は介護を必要とする高齢者だけでなく、それを支える家族にとっても大きな負担となっています。これまで家族に頼らざるを得なかった老人介護問題を社会全体で支えるシステムへ一刻も早く転換することが必要です。このため、公的介護保険法案を次期国会において成立させ、2000年の制度実施を実現させます。制度実施に先立ち、新ゴールドプランの着実な実施、スーパーゴールドプランの策定によって遅れている都市部や過疎地の基盤整備を進め、制度開始時にはり容赦が必要とするサービスを受けることができるようにします。制度の導入を社会保障制度の構造改革の第一歩と位置づけ、医療費の無駄の一因となっている社会的入院の解消を図ります。

#### (2) 医療保険制度改革

拠出金方式の限界が現れ始め、わが国の医療保険財政は現在危機的状況にあります。国民医療費は年間約27.2兆円にのぼり、毎年平均6%前後の割合で伸びています。これは国民一人あたりの医療費負担が毎年1万円ずつ増えていることを意味しています。増大する医療費を抑制するためには、まず医療費の無駄を解消し、効率的な医療が行われるよう医療保険制度を抜本的に改革する必要があります。

薬剤に対するコスト意識を喚起するため、外来患者に対する薬剤費の自己負担率の見直しや、入院患者の薬剤費の定額制導入等患者負担の在り方について検討を進めます。更に医療提供体制についても医療機関の機能分担等について検討し、国民が効率的な医療供給を受けられるようにします。

#### (3) 障害者の自立と社会参加の促進

障害者プランに基づき、道路、住宅、公共施設等のバリアフリー化を図り、障害者にとって生活しやすい環境の整備を進めます。また、障害者を社会全体で支えるという意識を幼少より育てる観点から、学校教育におけるカリキュラムにボランティア活動を組み込むことを検討します。さらに、障害者の雇用機会の増大を図る等、障害者の自立を支援していきます。

#### (4) 薬事行政の抜本的改革

薬害エイズ問題は、スモン、サリドマイド等過去の悲惨な薬禍の教訓が生かされていないことの表れであり、構造的な問題であることを露程しました。薬害エイズ問題について更に必要な調査を引き続き行い、再発防止の為、行政が独占している情報の公開、公正で開かれた審査制度の導入など、このような薬禍が二度と起こることのないような薬事行政システムに改めます。

### 12. ゆとりある安全な生活空間

わが国は元来自然に恵まれていながら、産業優先の国土利用により、人間がふれあえる自然はあまり残されていません。特に、戦後は各地で無計画なまま都市が再建、拡大された結果、多くの都市は交通など生活の利便、美観、環境さらには防災の面からも問題があります。このため、「計画なくして開発なし」の大原則を打ち立て、都市計画の基づいて緑や水辺の回復、都市の改造に取り組む必要があります。

#### (1) 都市の改造

長期的視野に立って、実効性のある土地利用計画に基づき都市の改造に取り組みます。また、公有地を拡大し、街に水と緑を大胆に取り入れ、公園などの公共空間の拡大を通じてトータルの居住空間を倍増することを目指します。高齢化に備えて、車椅子でも通れる広い歩道の整理などバリアフリーのまちづくりを進めます。災害に強いまちづくりを進め、避難場所にもなる一定規模以上の森林公園を適切に配置します。あわせて、下水道、共同溝を整備し、電線の地下埋設、屋外広告物規制等により、都市景観の美化を図ります。

## (2) 首都機能移転

首都機能の移転は、過疎化・一極集中化した東京をゆとりある暮らしやすい都市へと改善するものであり、活力ある分散型国土の形成、災害に強い国家形成の観点からもその緊急性は明白です。より根本的な行政改革、地方分権の推進のためにも首都機能移転は不可欠であるとの認識に基づき、その実現に向けてより積極的に推進します。

新首都には国会をはじめとして政治・行政機能を移転するものとし、行政機構の思い切った改革を経て「簡素で効率的な政府」を実現します。また国際情報拠点としての機能を重視し、21世紀のわが国の顔となる都市を創ります。移転先の選定等、移転プロセスの着実な進行や、移転後の新しい東京の創造に向けての都市計画の策定等を推進します。

## (3) ゆとりある住宅

ゆとりある住宅を実現するには、持ち家だけでなく、優良な賃貸住宅の供給拡大が不可欠です。そのため、宅地を長期に借りる定期借地権制度や土地所有者による有力な賃貸住宅の建設を支援する特定有料賃貸住宅制度を都市計画と連動してさらに拡充します。

## (4) 危機管理体制の強化

災害に強い国づくりを総合的に推進し、大規模災害にも迅速かつ確に対応できる危機管理体制を整備するとともに、国民の防災意識の向上に努めます。

阪神・淡路大震災の教訓から、地震共済制度の検討を行います。

災害の予防に加え、災害時の情報収集・伝達・意思決定体制の強化など総合的な災害対策の充実、危機管理体制の強化に取り組むため、官邸機能の一層の充実を図ります。民間機関や各国との連携強化についても積極的に推進します。

## 13. 多極型交通ネットワークの構築

都市の交通混雑や東京一局集中を是正するとともに、地方都市内の交通網整備、都市間輸送力の強化など、日本全国に縦横に交流する多極型ネットワーク構築をめざします。

### (1) 都市間輸送と総合高速網の整備

現在の東京を中心とした交通網整備の観点から脱却し、地方都市間のアクセスを改善する必要があります。そのためには道路、鉄道、航空機、船舶によるバランスのとれた交通網整備が欠かせません。また、陸・海・空の基幹交通網の総合的・体系的整備という観点から、高速道路網、新幹線、幹線鉄道網、航空ネットワーク、港湾、新交通システム等の整備・促進を図ります。

## 14. 創造的人材を育てる教育改革

21世紀を間近に、学歴社会、いじめ問題、登校拒否等に象徴される現在の教育システムの制度疲労を是正し、自立と責任の時代精神を備えた勇気ある将来世代を育成するための体制の整備が急務です。それには、画一化した学力偏重の教育から、豊かな発想を育む個性重視の教育への大転換が必要です。

### (1) 学校5日制への対応

来世紀初頭に予定されている学校5日制の導入を機に、教育内容を厳選し、時代の要請に即応したカリキュラム編成を行うとともに、学校外での自然体験や社会体験を重視したバランスの良い教育を行う体制づくりを進めます。また学校だけでなく家庭や地域社会が適切に役割を分担し、連携できる教育環境を作ります。

### (2) 教育の規制緩和

高等学校段階では学校の独自性を発揮させるため、学習指導要領の拘束力の緩和、教科書使用義務の弾力化を通じ、多様な教育手段の選択肢を設けます。また、現行の6・3・3制の見

直しを含め、学制の弾力化を検討します。教科書検定の公開を一層進めるとともに、検定教科書の国民への公開を進めます。

### (3) 教育の地方分権

現在の中央集権型の画一的な教育行政システムを見直し、地方の自主性、独自性を活かせる教育行政システムの導入を図ります。学校選択、カリキュラム編成、飛び級等の分野を中心に、教育行政の地方分権を進めます。教育委員会の機能を強化し、知事部局等で行われている私学行政を教育委員会に一元化します。

### (4) 大学の活性化

教員の任期制の導入や基礎研究への重点投資等の研究体制の充実を図り大学を活性化します。大学に創造的な人材を集めるために、知識の量に偏った人物評価を改め、多様な人物評価を行えるよう入試改革を進めます。また、高等教育の個性化を進めるため、教育機関としての国立大学の運営の地方移管、民営化を進めます。

### (5) 学術研究の振興

学術研究の飛躍的な振興を図り、21世紀の経済社会の発展基盤を構築するとともに、学術情報の世界への発信者としての役割を果たすため、研究者間の国際交流を積極的に推進します。

### (6) 体育教育の充実

学校における体育教育の充実を図ります。地域社会のスポーツ振興を図るためスポーツ振興の基盤を整備するとともに、国代表レベルの選手の強化・支援策を再構築します。

## 15. 女性の自立を日指して

男女平等を実現するための法整備の結果、教育や職業面での女性の選択の幅は広がり、女性の社会進出は進んでいます。しかし現実には、賃金格差や就業機会の不平等など、真の男女平等が確立しているとは言えません。しかも、わが国では家庭や職場、地域社会などにおいて、今なお差別や暴力、ハラスメントが存在し、育児や介護を含め家事は依然女性の役割という意識が強く、女性はその負担に苦しんでいます。

### (1) 男女の役割分担意識の変革

私たちは、女性差別撤廃条約の理念である「固定化された男女の役割分担意識の変革」を早急に推進し、男女両性の意識を変革することによって、実質的男女平等を目指します。そのため、女性のエンパワーメント(社会的実力の養成)のための施策を推進し、平等が達成されるまで暫定的にポジティブアクション(優先的特別措置)を導入します。

### (2) 女性の政治・社会参加の促進

女性の政治、社会参加をさらに促進するため、男女雇用機会均等法の見直しなど必要な法整備を行います。選択的夫婦別姓制度等に関する民法改正を実現し、婚姻や家族形態の多様化にも対応していきます。パート労働を奨励する社会保障制度や税制を見直し、経済的自立を可能にするための仕組みを構築します。育児や介護など家庭的責任を男女がともに担うことのできるよう、育児/介護休業制度の見直しを検討します。

### 3) 生涯にわたる女性の健康と権利を保障するための施策の実現

生涯にわたる女性の健康を保障するため、母子保健中心の施策から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に基づく総合的な施策への転換を図ります。また、リプロダクティブ・ヘルスの視点から人口問題に取り組み、途上国の女性に対する支援を積極的に推進します。

## 16. 沖縄問題への誠実な取り組み

沖縄の歴史的背景に十分配慮し、沖縄に在日米軍施設が過度に集中していることを是正しなければなりません。沖縄の負担を全国民で分かち合うことが不可欠です。また米軍基地の整理縮小を進めるためにも、アジア・太平洋地域の安定に向けて努力します。

### (1) 沖縄米軍基地問題への積極的な取り組み

沖縄県民の理解なくしては日米安全保障体制の存続はあり得ない、という認識のもとで、米軍基地の整理縮小、基地をめぐる諸問題の解決に向けて努力します。そのために必要とされる法制及び財政上の措置を行います。

### (2) 沖縄振興にむけて

沖縄における産業振興、雇用の確保のために必要な措置をあらゆる限り検討していきます。沖縄県からの要望である、自由貿易地域の拡充強化、物流機能の充実、観光振興、情報産業の育成、ODAの活用を検討を積極的に進めていきます。また国際機関の誘致を進めるとともに、2000年先進国サミットの沖縄開催を提案します。

## 17. 阪神・淡路大震災の復興対策

阪神・淡路大震災は、従来の災害に比べはるかに被害が甚大であり、1年半以上を経過した今もその爪痕を残しています。被災者があまりにも多数で、義援金も一人当たり十分な額にはならず、生活基盤回復のため個人の自助努力に限界があります。現在も数万人の方々が仮設住宅で不自由な生活をされており、その多くは、お年寄りや低所得者です。私たちはもう一度被災者の置かれた厳しい状況に目を向け、国民全体で支援していく必要があります。

### (1) 生活再建の支援

わが党はこれまで、災害弔慰金、見舞金の支給の他、個人所有の家屋の解体、擁壁の修理も必要に応じて公的支援の対象にするなどの特別措置を講じ、住居、家財の損害にも災害援護資金による低利融資を活用できるようするなど様々な生活再建策を行ってきました。本年6月には、実質個人補償に代わる形で、公営住宅の増加、公営住宅の家賃の軽減を行う特別措置の実施を決定しました。

今後は、仮設住宅で不自由な生活を送っている居住者が一刻も早く高級住宅に移れるよう、公営住宅等の建設の促進、生活再建のための公的支援策や地震共済制度についても早急に検討を進めるなど、引き続き被災者の生活支援策を着実に推進します。

高齢者・福祉対策として、これまで政府の行う医療保険制度の特例措置やホームヘルパーなどの保健・福祉対策の拡充を積極的に支援し、特別養護老人ホーム、医療施設の整備に対しても、財政措置を講じてきました。今後も県や市と協議を行いながら必要な措置を着実に実施します。

### (2) 復興の着実な推進

わが党はこれまで、震災後三度にわたる補正予算を編成し、被災者の生活支援、中小企業支援、産業の復興などに必要な財源を確保してきました。貸工場、貸店舗の整備促進や日本開発銀行による災害復旧融資制度の創設などの措置を講じるとともに、被災企業に対する各種税制措置も実施してきました。その結果、道路、鉄道、港湾などのインフラは当初の予想以上に急ピッチで復旧し、企業活動も活気を取り戻しつつあります。

神戸港の復旧に向け、埠頭公社に対する補助や各種施設・荷役機械に対する補助、民間港湾施設に対する低利融資措置などを講じてきました。貨物取扱量も震災前に戻りつつありますが、今後は神戸港の国際競争力を高めていくため、必要な支援策を行っていきます。

政府主催の会議、修学旅行の被災地での実施、観光キャンペーンなど大きな打撃を受けた

観光産業に対し側面的支援を継続していきます。ベンチャーなど新産業の形成、海外企業の誘致を推進するために必要な支援策を実施します。「阪神・淡路産業復興推進機構」の各種事業や「エンタープライズゾーン構想」、上海長江交易促進プロジェクトや震災記念プロジェクトなど阪神・淡路復興委員会の提案した復興特定事業についても、地元自治体や有識者の意見を十分にふまえ積極的に支援し、その早期実現を図ります。また、民間活力の向上のため、輸入住宅や海外資材・部品の導入の円滑化や建築に係わる外国人の受け入れなど規制緩和を着実に推進していきます。

### (3) 失業の予防、雇用対策

失業の予防、雇用対策としては、雇用調整助成金制度の特例措置や、被災地域における公共事業に優先的に被災失業者を雇用する施策を実施いたしました。今後とも、きめの細かい職業相談、職業紹介の実施、機動的な職業訓練の実施などにより、産業の復興に適切に対応し、ミスマッチの少ない雇用政策を行っていきます。